

## 第1回対策本部会議 議事録

1 開催日時 令和2年4月7日(火) 午後8時00分～午後8時40分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

### 3 出席者

本部長：市長

副本部長：両副市長

本部員：危機管理監、教育長、消防長、総務部長、企画部長、財務部長、  
市民経済部長、福祉部長、健康子ども部長、環境部長、都市政策部長、  
都市整備部長、教育総務部長、生涯学習部長、会計管理者、議会事務局長、  
監査委員事務局長

(事務局)

健康子ども部、総務部

### 4 議題

- (1) 会議の位置づけについて
- (2) 市内感染者の発生について
- (3) 感染者との濃厚接触者の発生について
- (4) 相談窓口の設置について
- (5) 緊急事態宣言に伴う職員対応について
- (6) 各部からの連絡

### 5 議題の概要

- (1) 緊急事態宣言の発令により、対策本部の位置づけを変更した。
- (2) 市内の感染者の発生状況について報告を行った。
- (3) 職員の濃厚接触について報告を行った。
- (4) 緊急事態宣言の発令により、市民等からの問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。
- (5) 緊急事態宣言に伴う職員の休暇や通勤手段について整理した。
- (6) 各部の事業等について報告と確認を行った。

## 6 会議経過

### (1) 会議の位置づけについて

本部長：これまで任意で行ってきた新型コロナウイルスに関わる対策本部を、緊急事態宣言の発令により、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく対策本部へ移行する。

### (2) 市内感染者の発生について

本部員：市内の感染者について、4月6日に7例目、8例目発生の報告が県からあった。

### (3) 感染者との濃厚接触者の発生について

本部員：4月6日に本市の職員が感染者と濃厚接触したことが確認された。当該職員は同日より自宅待機を行い、職場については消毒を実施した。

### (4) 相談窓口の設置について

本部員：本日の緊急事態宣言の発令に伴い、市民等からの新たな問い合わせに対応するため、4月7日から相談窓口を設置する。健康相談や学校関連等の問い合わせについては、従来通り担当部署において対応する。

### (5) 緊急事態宣言に伴う職員対応について

本部員：緊急事態宣言に伴う職員対応について、保育園や児童育成クラブを利用する職員が家庭内保育を実施する場合は、特別休暇で対応する。  
また、公共交通機関で通勤する職員のうち、自動車通勤できる職員については、公共施設の駐車場を臨時で使用することを許可する。

本部長：継続すべき業務に支障のないよう、人員の配置について適宜調整すること。

### (6) 各部からの連絡

本部員：施設の休館については、緊急事態宣言に合わせて5月6日までとする。

本部長：事業、イベントについては、5月31日までに実施するものは中止または延期とする。

本部長：防犯パトロールカーを活用して、不要不急の外出自粛の呼びかけを実施する。

本部長：小・中学校は本日より臨時休校となった。学校校庭の開放については、現時点で施設の使用制限として県の措置がないことから、注意喚起をしたうえで閉鎖は行わない。

## 7 決定事項

- ・これまで任意で行ってきた新型コロナウイルスに関わる対策本部を、緊急事態宣言の発令により、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）に基づく対策本部へ移行する。
- ・特措法に定める要請や指示等の措置に対する市民等からの問い合わせに対応するため「浦安市緊急事態相談窓口」を設置する。
- ・施設の休館は、緊急事態宣言に合わせて5月6日までとする。
- ・事業、イベントについては、5月31日までに実施するものは中止（または延期）とする。
- ・学校校庭の開放については、現時点で施設の使用制限として県の措置がないことから、注意喚起をしたうえで閉鎖は行わない。
- ・防犯パトロールカーを活用して、不要不急の外出自粛の呼びかけを実施する。
- ・保育園や児童育成クラブを利用する職員で家庭内保育を実施する場合、特別休暇で対応する。
- ・公共交通機関で通勤する職員が感染防止の観点で自動車通勤に変更する場合の公共施設駐車場を臨時での使用許可を決定した。